

平成 21 年度第 6 回法律学教育 FD/IT 活用研究委員会議事録

- I. 日時：平成 21 年 10 月 20 日(火) 午前 10 時から午後 0 時まで
- II. 会場：社団法人私立大学情報教育協会事務局会議室
- III. 出席者：吉野委員長、執行委員、加賀山委員、笠原委員、高畠委員、井端事務局長、森下、恩田

(1)はじめに

できるだけ分かりやすい表現を用いる。項目 3 と項目 4 を統合する方向で進めることが要請された。

(2)項目 4 の検討

項目 4 の改正案につき、委員長から説明がなされた(資料参照)。

「目標の到達度」の中にある、「法と心理学」が一般的に承認されている科目かどうかの質問があった。これに対し、必ずしも一般的な講義ではないが、このままの形で提出して意見を求めているかどうかとの意見が出され、了承された。

(3)項目 3 と項目 4 を統合できるか、あるいは統合したほうがよいか

・建築学教育の目標 3 (建築学の社会性)を念頭におけば、法律学でも社会性の涵養を対象とする到達目標を独立して置いたほうがよい。

(4)項目 3 と項目 4 の順序を入れ替えたほうがよいのではないか

他の学士力案では、学問的内容を最初にまとめ、社会への応用力は最後にまわしているの、これに合わせて順序を変える。

(5)「コア・カリキュラムのイメージ」の付加

「コア・カリキュラムのイメージ」という項目が付加された趣旨の説明が事務局からなされた。その趣旨は、到達目標の内容を、科目としてではなく、イメージとして初学者に把握できるよう、キーワード形式で表現したものである。

(6)項目 1 の「コア・カリキュラムのイメージ」

法学入門、憲法、民法、刑法、商法・会社法、民事訴訟法・刑事訴訟法、行政法、労働法、経済法、税法、知的財産法、情報法、消費者法、環境法、国際法、国際取引法など

(7)その他項目 1

・「到達度」の①の箇所で、「法の全体像の下で、」とする(コンマを入れる)。

- ・「到達度」の②の箇所、「憲法、民法、刑法を中心とした」を削除する。
- ・「到達度」の③の箇所、「②に加えて、」を削除する。
- ・「到達度の測定方法」の箇所、それぞれ「到達度の①は、」、「到達度の②は、」、「到達度の③は、」を削除する。

(8)項目2の「コア・カリキュラムのイメージ」

法情報調査(リーガル・リサーチ)、法文書作成(リーガル・ライティング)、法的方法(リーガル・メソッド)、公法事例演習、民事法事例演習、刑事法事例演習、模擬裁判など

(9)その他項目2

- ・「到達目標」の箇所で、「問題事例」を「事例問題」に変更
- ・「到達度」の①を、「法的に解決すべき事例問題を分析して、事実関係の概要を当事者の主張に沿って整理し示すことができる。」と変更。
- ・「到達度」の②を、「法律、判例、学説を調査して、各当事者の請求の根拠となる法ルールを見つけることができる。」と変更。
- ・「到達度」の③を、「法ルールを事実関係に適用し、必要に応じて法の解釈を行い、法的決定案を導き出すことができる。」と変更
- ・「到達度」の④を、「法的決定案の妥当性を評価し、疑問があれば①から再検討し、より妥当な結論を導き出すことができる。」と変更。
- ・「到達度の測定方法」の①を、「典型的事例問題について、六法だけを参照して解決策を提示させて確認する。」と変更。
- ・「到達度の測定方法」の②を、「複雑な事例問題について、六法、教科書、参考書、判例を参照して解決策を提示させて確認する。」と変更。
- ・「到達度の測定方法」の③を、「現実の事例問題について、教員のアドバイスのもと、学生同士または単独で、解決案を提示させて確認する。」と変更。
- ・「到達度の測定方法」の④を削除。
- ・「到達度の測定方法」の⑤を以下のように変更し、④にする。「確認は、学生自身または学生同士による方法、教員による方法および両社を併用する方法で行う。」

(10)項目3(従来の項目4)の「コア・カリキュラムのイメージ」

「法哲学、法社会学、外国法、比較法、法史学、法情報学、刑事学、犯罪学、行政学、法政策学、法と経済学、法と心理学など。」とする。

(11) その他項目3 (従来の項目4)

- ・「目標の到達度」を、「①基礎法・法学関連科目のいずれかの基礎知識を身につけている。」、「②法の背景あるいは基礎をなす原理を把握し、法の理念、成り立ち、構造、機能等を分析し説明することができる。」の2つに分ける。

・「到達度の測定方法」を、「①学生が興味を持っているテーマについて分析させ、その結果を論文形式で提出させて確認する。」、「②法の基礎を構成する原理を把握し、それらに照らして法を分析しているかの観点から確認する。」の2つに分ける。

(12) 項目4（従来の項目3）の「コア・カリキュラムのイメージ」

予防法学、法政策学、立法学、法律案作成演習、契約書作成演習、経営法学、法と経済学、公共政策、都市・地域計画、消費者政策など。

(13) その他項目4（従来の項目3）

・「到達度」の①を、「個人・家庭・地域社会ならびに企業・団体・行政機関の置かれている現状を分析し、法的紛争の可能性を予測し、それを回避または最小化するためのプランを立案することができる。」に変更。

・「到達度」の②を、「生活や社会の現状をさらに発展させるために法律知識を活用した計画案が作成できる。」に変更。

・「到達度」の③を削除。

・「到達度の測定方法」の①を、「事例を示して、どのような紛争が発生するかを予測させ、回避策を提示させることで確認する。」に変更。

・「到達度の測定方法」の②を削除。

・「到達度の測定方法」の③を②に変更したうえ、「実現目標を提示させ、その実現に向けて、法的手段を用いた施策を立案させることで確認する。」に変更。

以上